第８期計画　令和３年度～令和５年度

介護保険料が変わります

問 保健福祉課介護保険係　☎42-2650

このたび、「第８期松前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：令和３年度～令和５年度）を策定したことに伴い、介護保険料が改定されました。

当町の介護保険事業は、高齢者がいきいきとした生活ができるよう、各種介護サービスを提供することにより、ご本人やご家族の負担が軽減されるよう取り組んできました。

今後、３年間の介護保険事業の各種制度改正や介護サービスに係る介護給付費の見込額を、介護サービス利用量の増加や0.67％（３カ年度の平均）増の介護報酬改定等を含め検討した結果、65歳以上の第１号被保険者が負担する保険料の必要な額は、被保険者ひとりあたり年額66,828円（月額5,569円）となりました。

保険料を設定するにあたっては、急激な負担増を緩和するために、松前町介護給付費準備基金（令和３年３月末残高見込み 約1億2,700万円）から３年間で3,600万円を取り崩すこととし、保険料基準額を年額62,400円（月額5,200円）と算定しました。

対象者（段階）別の保険料は、11ページのとおりです。

高齢化率の推移

各年10月１日現在

平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
48.2%	49.2%	50.3%	51.0%	51.6%	52.2%

※令和３年度以降は、推計

要介護（要支援）認定者数の推移

各年10月１日現在

平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
702人	710人	711人	714人	706人	708人

※令和３年度以降は、推計

高齢者に占める要介護認定者数の割合の推移

各年10月１日現在

平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
19.8%	20.2%	20.3%	20.8%	21.1%	21.7%

※令和３年度以降は、推計

介護サービスに係る費用の推移

平成30年度		8億7,100万円
令和元年度		8億6,388万円
令和２年度	(見込)	8億9,319万円
令和３年度	(推計)	9億7,445万円
令和４年度	(推計)	9億7,684万円
令和５年度	(推計)	9億8,317万円

介護保険の負担割合

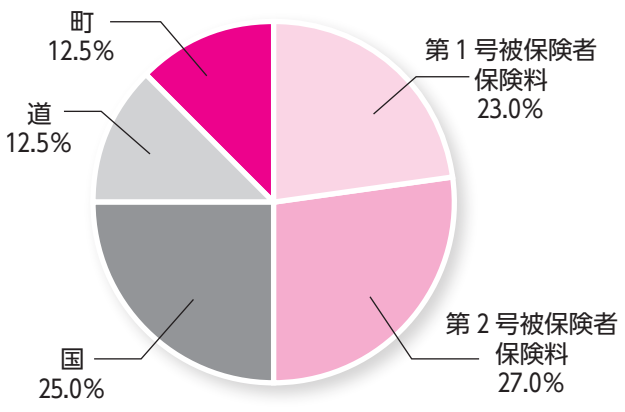

介護保険料　令和3年度～令和5年度

令和３年度～令和５年度までの**介護保険料基準額**（第5段階）が5,000円から5,200円に改定されました。

段階	対象者	負担割合	新保険料の額	旧保険料との差額
第１段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	月額　1,560円 年額　18,720円	月額　60円 年額　720円
第２段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	月額　2,600円 年額　31,200円	月額　100円 年額　1,200円
第３段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	月額　3,640円 年額　43,680円	月額　140円 年額　1,680円
第４段階	世帯の中に町民税課税者が居るが、本人が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	月額　4,680円 年額　56,160円	月額　180円 年額　2,160円
第５段階	世帯の中に町民税課税者が居るが、本人が町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	月額　5,200円 年額　62,400円	月額　200円 年額　2,400円
第６段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	月額　6,240円 年額　74,880円	月額　240円 年額　2,880円
第７段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	月額　6,760円 年額　81,120円	月額　260円 年額　3,120円
第８段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	月額　7,800 円 年額　93,600 円	月額　300 円 年額　3,600 円
第９段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	月額　8,840 円 年額　106,080 円	月額　340 円 年額　4,080 円

- **今年度の介護保険料の額は、７月上旬に65歳以上の対象者の皆さまにお知らせいたします。**
- 特別徴収（年金からの天引きになっている方）は、10月分以降の天引きで保険料が調整されます。
- 普通徴収（納付書で納める方）は、北洋銀行、道南うみ街信用金庫、各郵便局からの口座振替が利用できます。

《広告》

「ゆったり穏やかに、のんびり楽しく、共に笑顔で」をモットーに生活を支え命と尊厳を守ります。

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームゆずりは

グループホームゆずりは
グループホームゆずりはの里

『老後は松前へ』(株)Milieuのグループ会社

有限会社 五十嵐水産　代表取締役 池田 哲幸　〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地４　TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033